第3期

伊万里市
子ども・子育て支援事業計画

（令和7～11年度）

概要版

令和7年3月
伊万里市

はじめに

この計画は、子ども･子育て支援法に基づく「市町村子ども･子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、さらには、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を一体的に策定した計画であり、すべての子どもと子育て家庭を対象として、伊万里市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

計画の基本理念

子どもは家庭の希望であると同時に社会の希望であり、伊万里市の未来をつくる存在です。家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力し子どもたちを育てることが、家庭、地域、伊万里市の明るい未来にもつながります。

本計画では、「すべての人が相互に協力し合い子どもを育てるまち　いまり」を基本理念に掲げ、子育て支援の拡充を図ります。

計画の基本方針

こども大綱におけるこども施策に関する基本的な方針を踏まえ、本計画では以下の４点を基本方針とします。

1. 子どもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子どもの今とこれからの最善の利益を図る
2. すべての子どもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援する
3. すべての子どもが幸せな状態で成長できるよう、良好な成育環境を確保する
4. 若い世代が子育てを楽しめるよう、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む

基本目標と施策体系

計画の基本理念を実現するために、「子ども」「子育て家庭」「地域社会」という３つの視点から３つの基本目標を掲げ、その目標達成のために必要な施策を再整理し、以下のとおり、施策の体系としました。

基本理念

すべての人が相互に協力し合い子どもを育てるまち　いまり

基本目標 1 未来を担う子どもたちを健やかに育む環境づくり

基本目標 2 すべての子育て家庭を支える体制の充実

基本目標 3 社会全体で子どもと子育てを支援する地域づくり

主要施策

基本目標 1
1. 子どもの権利を守る取り組み
2. 子どもの成長・発達段階に応じた切れ目のない健康支援
3. 学校における教育環境の整備
4. 体験活動の機会の創出
5. 特別な支援を要する子どもへの支援
6. 貧困の状況にある子ども等への支援

基本目標 2
1. 健康で安全な妊娠と出産のための支援
2. 子育てに関する情報提供と相談体制の充実
3. 保育・子育て支援サービスの充実
4. 男女がともに子育てできる環境整備
5. ひとり親家庭等への支援

基本目標 3
1. 子育てを支える地域社会の形成
2. 子どもの多様な居場所づくり
3. 子どもや子ども連れにやさしい生活環境の整備
4. 子どもの安全の確保

次世代育成支援施策の展開

基本目標１　未来を担う子どもたちを健やかに育む環境づくり

1 子どもの権利を守る取り組み

主な施策項目

- 児童の権利に関する条約等の普及啓発
- 体罰等によらない子育ての推進
- ヤングケアラーの啓発と支援
- 児童虐待防止に向けた支援の充実
- いじめの防止・解消と情報モラルの向上

2 子どもの成長・発達段階に応じた切れ目のない健康支援

主な施策項目

- 乳幼児健康診査、個別相談等の充実
- 食育の推進
- 思春期健康教育や性教育の充実
- 子どもの医療に対する支援
- 学校における健康診断の適切な実施

3 学校における教育環境の整備

主な施策項目

- 豊かな心の育成
- 人権教育の推進
- 道徳教育の推進
- キャリア教育の推進
- 教育 DX の推進
- 不登校の児童生徒に対する支援

4 体験活動の機会の創出

主な施策項目

- 遊びや体験の場の充実
- 地域活動やスポーツ活動の推進
- 子どもの読書活動の促進

5 特別な支援を要する子どもへの支援

主な施策項目

- 相談支援体制の充実
- インクルーシブ教育の推進
- 障がい児保育の充実
- 障がい児通所支援等サービス提供体制の確保

6 貧困の状況にある子ども等への支援

主な施策項目

- 教育の支援
- 生活の支援
- 保護者に対する就労の支援
- 経済的支援

次世代育成支援施策の展開

基本目標２　すべての子育て家庭を支える体制の充実

1 健康で安全な妊娠と出産のための支援

主な施策項目

- 安心・安全な妊娠・出産に向けた支援
- 経済的支援と包括相談支援の提供
- 産後ケア事業の推進
- 不妊治療等に対する助成

2 子育てに関する情報提供と相談体制の充実

主な施策項目

- 子育て親子等の交流の場の充実
- 相談支援体制の充実
- 子育て支援に関する情報提供の充実
- 子育て講座の充実

3 保育・子育て支援サービスの充実

主な施策項目

- 保育ニーズに応じた保育サービスの充実
- 放課後児童対策の充実
- 未就園児等に対する支援の充実
- 保育環境の整備

4 男女がともに子育てできる環境整備

主な施策項目

- ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- 育児休業制度活用促進の啓発
- 家庭内での固定的役割分担の解消に向けた啓発等

5 ひとり親家庭等への支援

主な施策項目

- ひとり親家庭に対する相談・情報提供の充実
- ひとり親家庭に対する生活支援
- ひとり親家庭に対する経済的支援
- ひとり親家庭等に対する就労支援

次世代育成支援施策の展開

基本目標３　社会全体で子どもと子育てを支援する地域づくり

1 子育てを支える地域社会の形成

主な施策項目

- 地域で子育てを支える取り組みの充実
- 地域行事等への参加と地域との連携強化
- 学校と地域による環境づくりと協働活動の推進

2 子どもの多様な居場所づくり

主な施策項目

- 子どもの遊び場の充実
- 子どもの居場所づくり
- 小・中学校の地域開放
- 市民図書館の充実
- 放課後児童対策の充実

3 子どもや子ども連れにやさしい生活環境の整備

主な施策項目

- 公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置
- 子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備

4 子どもの安全の確保

主な施策項目

- 子どもが安全に遊べる公園等の整備
- 安全な通学路の確保
- 地域ぐるみによる交通安全指導の推進
- 地域ぐるみで見守るセーフティネットづくり
- 子どもを取り巻く有害環境対策の充実

子ども・子育て支援事業の推進

子ども・子育て支援法で定められた「幼児期の教育・保育」及び
「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保の方策を定めます。

① 教育・保育提供区域の設定

市全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。

② 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

子ども・子育て支援法では、特定教育・保育施設利用のため保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（同法第 19 条）。その際の認定の区分は下記のとおりです。
また、各認定区分における教育・保育施設における必要な利用定員の確保を図ります。

認定区分	内　容	利用できる主な施設
1 号認定	満 3 歳以上で、教育を希望する児童（保育の必要性なし）	幼稚園・認定こども園※
2 号認定	満 3 歳以上で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童（保育の必要性あり）	幼稚園・認定こども園 地域型保育※
3 号認定	満 3 歳未満で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童（保育の必要性あり）	

※認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。
※地域型保育…市から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

教育・保育施設の量（利用者数）の見込み及び確保の方策

認定区分	令和 7 年度				令和 11 年度			
	利用者数の見込量	確保量			利用者数の見込量	確保量		
		施設別の利用定員		合計		施設別の利用定員		合計
1 号認定	143 人	幼稚園	75 人	181 人	133 人	幼稚園	75 人	191 人
		認定こども園	106 人			認定こども園	116 人	
2 号認定	962 人	認定こども園	251 人	1,128 人	869 人	認定こども園	277 人	1,124 人
		保育所	877 人			保育所	847 人	
3 号認定	752 人	認定こども園	133 人	812 人	702 人	認定こども園	157 人	816 人
		保育所	543 人			保育所	523 人	
		地域型保育	136 人			地域型保育	136 人	

子ども・子育て支援事業の推進

③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、留守家庭児童クラブなど、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う事業です。ニーズに応じて体制を充実していきます。

事業		令和7年度		令和11年度	
		見込量	確保方策	見込量	確保方策
延長保育事業		652人	23か所 652人	601人	23か所 601人
放課後児童健全育成事業（留守家庭児童クラブ）		1,129人	30クラブ 1,235人	909人	30クラブ 1,235人
子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）		105人日/年	105人日/年	105人日/年	105人日/年
地域子育て支援拠点事業		678人日/月	1か所 740人日/年	640人日/月	1か所 740人日/年
一時預かり事業	（幼稚園等の在園児対象型）	221人日/年	221人日/年	204人日/年	204人日/年
	（幼稚園等の在園児以外）	100人日/年	100人日/年	92人日/年	92人日/年
病児・病後児保育事業		98人日/年	482人日/年	98人日/年	482人日/年
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）※小学生の放課後の預かりのみ		16人日/年	16人日/年	16人日/年	16人日/年
利用者支援事業	基本型	1か所		1か所	
	こども家庭センター型	1か所		1か所	
妊婦健康診査		4,564人回/年		4,144人回/年	
乳児家庭全戸訪問事業		326人		296人	
妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）		978人回/年		888人回/年	
産後ケア事業		6人回/年		10人回/年	
養育支援訪問事業		226人日/年		185人日/年	
子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活支援）		128人日/年		128人日/年	
児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）		2,400人日/年		2,400人日/年	
親子関係形成支援事業（親子関係構築に向けた支援）		1人		1人	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		0人 0時間/月		127人 1,270時間/月	

第3期伊万里市子ども・子育て支援事業計画（概要版）
令和7年3月

発行　佐賀県伊万里市
企画・編集　伊万里市子育て支援課

〒848-8501　佐賀県伊万里市立花町1355番地1
TEL　(0955) 23−2174
FAX　(0955) 22−7650